平成２１年（フ）第５８１号
高知市高須本町８番11号
債務者　乾　　孝二
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５８２号
高知市高須本町８番11号
債務者　乾　　君
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５９０号
高知市横浜新町１丁目302番地　市住129号
債務者　荒木　洋平
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５９２号
高知市横浜新町３丁目2701番地
債務者　濵窪　大地
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５９３号
高知市神田765番地　中ノ内マンション202
債務者　武山　尚子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５９８号
高知市薊野西町１丁目21番12号
債務者　福本　太士
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４２８号
大分市大字荏隈1220番地の17レオパレスナカス102
債務者　松永　千里（旧姓福岡）
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４３５号
大分市大字駄原1782番地の８ヴィラ天神Ａ
債務者　石崎　義孝
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４３９号
大分市大字下郡2650番地の４
債務者　上田　香織
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４４３号
大分市南鶴崎２丁目３番12号原アパート
債務者　佐藤早智子（旧姓柳井）
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４６１号
大分市下郡北３丁目24番25号平和コーポ202
債務者　前田　　操（旧姓朝久野）
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４６６号
大分市横田２丁目22番５号グラウンヴィレッジ大分Ｉ102
債務者　西村　善治
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４７２号
大分市大字猪野26番地の１県営明治住宅１Ａ１―306
債務者　生野　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４９号
大分県速見郡日出町大字川崎4984番地青津山住宅Ａ―７―28
債務者　大川　貞臣
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第３３２号
宮崎市大字本郷南方4023番地　県営住宅７棟12号
債務者　小宮　廣司
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３５２号
宮崎市古城町桜町7347番地
債務者　櫻川　良子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３６２号
宮崎市花山手東１丁目26番地５　ユーミー青柳１号館103号
債務者　内野　　司
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４１４号
宮崎市大塚町宮田2984番地９
債務者　山﨑さつ子（旧姓樋脇）
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
宮崎地方裁判所破産係